

控



平成29年（ネ）第1843号 損害賠償等本訴・同反訴請求控訴事件

控訴人（第1審被告） 吉井 康雄

被控訴人（第1審原告） 学校法人大阪経済大学

準備書面（1）

平成29年10月10日

大阪高等裁判所 第4民事部 御 中

控訴人（第1審被告）

吉 井 康 雄



第1 訴訟物の誤りに対する認否

1 「1 原審判決」について

争う。第1審原告（被控訴人大阪経済大学を、以降、第1審原告大学と呼ぶ）の、「原審は、削除請求にかかる訴訟物は、民法723条に基づく名誉回復措置請求権だと考えているようである。」との判断は的確性を欠いている。

2 「2 学説・判例」について

第2段落の、最大判昭61・6・11は北方ジャーナル事件最高裁判決を指し、人格権としての名誉権に基づく差止請求権の要件を示していることは認めるが、第1審原告大学の解釈とその主張には的確性を欠くため、強く否認し、争う。

この上告審判決の「理由」には次のように明記されている（乙150）。

①裁判官全員一致の意見

人格権としての個人の名誉の保護（憲法13条）と表現の自由の保障（同21条）とが衝突し、その調整を要することとなるので、いかなる場合に侵害行為としてその規制が許されるかについて憲法上慎重な考慮が必要である。

②差止請求権の要件に関する裁判官伊藤正巳氏補足意見

差止請求権の要件についても、憲法の趣旨をうけて相当に厳しい基準によっ

て判断されなければならない。考えられる基準として、利益較量によって判断する方法がある。およそ人権の制約の合憲性を判断する場合に、その人権とそれに対立する利益との調整が問題となり、そこに利益較量の行われるべきことはいうまでもないところであろう。本件のように、人格権としての名誉権と表現の自由権とが対立する場合、いかに精神的自由の優位を説く立場にあっても、利益較量による調整を図らなければならないことになる。

◎比較衡量に関する裁判官大橋進氏補足意見

当該表現行為により侵害される個人の名誉の価値とその表現行為に含まれている価値とを比較衡量して、そのいずれを優先させるべきかによって判断すべきものということができよう。比較衡量の対象となりうる要素としては、表現行為により批判の対象とされた人物の公的性格ないし事実の公共性、表現内容の公益性・真実性、表現行為者の意図、名誉侵害の程度など…きめ細かく検討して利益衡量をすれば、極めて妥当な結論を得ることができる…。

④不法行為としての名誉毀損に関する裁判官長島敦氏補足意見

刑法230条ノ2は、人格権としての個人の名誉の保護と憲法21条による正当な言論の保障との調和を図った規定であり、その解釈に当たっては、これらの2つの憲法上の権利の調和と均衡を考慮すべきこと、このような考慮の上に立って解釈される刑法230条ノ2の規定の趣旨は、真実性についての誤信に相当の理由があるときに不法行為責任が免責される点を含めて、民法上の不法行為としての名誉毀損の成否の判断においても妥当することを明らかにしたものと解することができる。不法行為としての名誉毀損の成否を判断するこの基準を、「相当性の理論」とよぶこととする。

不法行為としての名誉毀損にあつては、客観的な名誉が違法に侵害されたかどうか重要であつて、その侵害行為たる表現行為が事実の摘示をともなうかどうかは、その成立のための要件ではないことが明らかとなった。しかし、このことは、それが事実の摘示をともなう場合に、刑法230条ノ2の規定の趣旨に基づき免責を受けうることを否定するものではなく、却つて、具体的な事実の摘示がなくても客観的な名誉を毀損する場合に、やはり、その表現行為が公共の利害に関しもっぱら公益を図る目的に出た相当な行為と評価できるときは、相当性の理論のもとで免責されうることを意味するものと解

することの妨げとはならない。

したがって、第1審被告（控訴人吉井康雄を、以降、第1審被告と呼ぶ）は、北方ジャーナル事件最高裁の判決理由および裁判官の補足意見をもとに、第1審原告大学の主張を否認し、争う。

3 「3 訴状における主張」は、第1審被告が前述した論拠により、争う。

4 「4 要件の違い」について

第1審原告大学の見解を強く否認し、争う。

第1審原告大学は「人格権侵害差止請求権は、不法行為の成立を前提とせず、人格権が違法に侵害された事実だけで成立する」、「たとえ真実と信じるにつき相当な理由があっても、真実でなければ人格権侵害差止請求権は成立する」との見解を示しているが、前述の北方ジャーナル事件において、最高裁裁判官が判決を導いた理由を精査されるべきである。

三輪修子氏の論文「差止請求権の法的構成に関する一考察 ―権利論および秩序論を意識して―」（乙151）に拠れば、人格権との係りにおいて差止請求権はどのように根拠づけられるか、その違法性の判断基準として「利益衡量」、「受忍限度」、「原則適法論」、「違法性段階論」「権利濫用論」、「相関関係説」、「人格権説」、「権利論」、「秩序論」に関して詳述している。

また、第1審原告大学の主張する「北方ジャーナル事件判決」の評釈に関し、山本敬三教授は人格権に基づく差止請求権の根拠づけを試みている（同、40頁）。

第1審被告の理解では、この論文は、人格権と関連する人格秩序の侵害は人格的利益の侵害であり、この利益秩序に違反したか否かは「受忍限度論」により判断される、即ち、差止請求権の成否が判断され、その後、その侵害に故意・過失が存在するか否かについて検討されて損害賠償請求権の可否を決定するという判断枠組み（広中俊雄教授、原島重義教授の見解）を強く主張しているように感じられる。

以上の理由により、第1審原告大学の主張を否認し、争う。

5 「5 結論」について

ウェブページを削除するために人格権侵害差止請求権の成立を意図した

第1審原告大学の主張であると第1審被告は理解するが、前述した第1審被告が示す論拠により、この主張を否認し、争う。

第2 名誉権侵害の判断枠組みに対する認否

1 「1 原審判決」について

第1審原告大学の「一見すると最高裁判例に則っているかに見えるが、原審には根本的な理解の誤りがある」との主張には、これを強く否認し、争う。

その理由は、第1審原告大学が問題視する原審判決部分（16頁）の文章構成を次のように理解すると、第1審原告大学の誤認が氷解すると思われる。

一般に、名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合で、

摘示された事実が 重要な部分について真実であることの証明があったときには、上記行為は違法性を欠くというべきであり、

又は **意見ないし論評の前提としている事実が** 重要な部分について真実であることの証明があったときには、**人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての範囲を逸脱しているものでない限り**、上記行為は違法性を欠くというべきであり、

仮に、同事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものというべきである。

2 「2 判断枠組みの誤り」について

第1審原告大学の指摘する「事実摘示型名誉権侵害、意見論評型名誉権侵害の違法性阻却事由」の区別とその認識の必要性については同意するが、その解釈と適用については争う。したがって、原審判決を最高裁判例違反などと断定する第1審原告大学の主張については、これを強く否認し、争う。

3 「3 最高裁の判断枠組み」について

事実摘示型の名誉権侵害についての記述部分は同意する。

しかし、意見論評型の名誉権侵害については、最判平9・9・9判時1618号の判例解釈に第1審原告大学は厳密さを欠いていることを指摘し、その厳密さを欠く解釈・主張については争う。

なお、事実摘示型の名誉権侵害、意見論評型の名誉権侵害のそれぞれの説明部

分に、「**又は過失**」という重要な言葉が欠落していることを指摘しておく。

相当の理由がある場合には、故意**又は過失**が阻却される

4 「4 事実摘示と意見論評の区別」について

判例の引用部分は同意し、その趣旨に反する場合は争う。

5 「5 事実摘示型名誉権侵害における真実性立証の対象」について

「摘示された事実」の論理には「事実を摘示しての名誉棄損」と「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉棄損」のもとでの「摘示された事実」が存在することには同意するが、その余は争う。

6 「6 意見論評型名誉権侵害における真実性立証の対象」について

争う。意見論評型名誉権侵害の捉え方が精緻でないためである。

意見論評型名誉権侵害の判例(最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁)(乙152)によれば、「ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉棄損」には次の3つのケースが想定される。

- ① 特定の表現が証拠などをもってその存否を決することが可能な、他人に関する特定の事項(客観的事実)といえることができる場合は事実の摘示であり、これによる名誉棄損の場合
- ② 意見・論評の表明に事実の摘示が含まれ、その事実の摘示部分の表現が名誉棄損を構成する場合
- ③ 事実の摘示部分が含まれる場合でも、その事実の摘示には名誉棄損的表現は存在せず、意見・論評の表明による表現が名誉棄損を構成する場合

ここにおいて、事実の摘示部分に名誉棄損の免責要件(事実の公共性、目的の公益性、真実性の証明)が適用されることになる。

意見・論評の表明による表現については、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉棄損という不法行為は成立しないとしている。その理由は「意見ないし論評の表明の自由というのは民主主義社会の根幹を構成する重要な自由であるため」と判例が述べていることから、憲法21条1項が表現の自由を保障していることへの配慮と理解される。

第3 真実性立証の対象に対する認否

1 「1 原審判決の非分析的な判断過程」について

第1段落のうち、原審判決からの引用部分を除き、その余は強く否認し、争う。

第2段落も第1段落と同様で、争う。なお、原審判決のいう事実①「当時カリキュラム委員会の委員長であった樋口と学部長であった北村が、海外留学中の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをした事実」をして、第1審原告大学の社会的評価を低下させる要素がないと述べているが、第1審原告大学は教育基本法、学校教育法に準拠する学校法人大阪経済大学であることを放棄している発言である。第1審被告の控訴理由書において証拠とした中央教育審議会の審議まとめ「大学のガバナンス改革の推進について」（乙131）を参照し、教授会の役割を猛省すべきである。少なくとも、一般読者の普通の注意と読み方を基準にして読み取れば、海外留学先で既に教務課に2部担当科目の講義計画を提出している本人の真意を曲解して、本人不在の教授会で一方的に不開講と報告し、非常勤講師に振り替える北村と樋口の行為は第1審原告大学の社会的評価を低下させたと理解され、第1審原告大学の認識を疑う主張である。

第3段落も、原審判決からの引用部分を除き、その余は強く否認し、争う。

第4段落の、「事実①②③の各事実摘示が、それぞれ、控訴人の社会的評価を低下させるとの前提が必要となるが、そういった判示はない」との部分は第1審原告大学の偏った主観による解釈であり、「自明の理」まで判示する必要はない。

以降の段落において、原審判決からの引用部分を除き、その余は強く否認し、争う。

2 「2 控訴人の主張（訴状の敷衍）」について

ここにいう控訴人とは第1審原告大学を指し、控訴している第1審被告ではないことに注意していただきたい。

(1) 「(1) から (4) の各項」について

ウェブページ引用部分および原審判決からの引用部分を除き、その余は争う。

(2) 「(5) 違法性阻却事由の不存在」について

次のように④～⑥に分解して、それぞれについて反論し、争う。

④前件訴訟では「2003年頃から2012年までの組織的パワハラ」なるものは認定されておらず

⑤地裁、高裁を通じて「パワハラ」は争点となっておらず、

⑥経営学部執行部が組織的に被控訴人に対しパワハラ、アカハラ行為をして

きたとの事実は認定されていない

①被控訴人（第1審被告を指す）摘示事実は根拠に基づかない反真実の記事であり違法性阻却事由がない。

②被控訴人がブログで主張するパワハラ、アカハラ行為は、カリキュラム委員会、人権委員会が組織されている原告の学内では起こりえない(甲第3号証の1、理事長陳述書)。

③原審の認定した事実関係の中には、「継続的かつ組織的パワハラ」の事実はないのであり、真実性立証はなされていない。

④に対して、前件訴訟とは第1審被告が大阪経済大学および井形浩治、池島真策を訴えた「地位確認等請求事件」のことで、争点は「特任教員任用における労使慣行の存在」と「井形浩治と池島真策の対応が違法な加害行為に該当するか」の2つであり、後者について、大阪高裁は「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」との判決をくだし、確定している。

なお、「2003年頃から2012年までの組織的パワハラ」という言葉はないが、「労使慣行の存在」という時間的経過のもとでは長期にわたる何らかの不法行為の存在が推認されることから、同一視することが可能である。

なお、第1審原告大学は「組織的」という言葉に拘るが、経営学での組織の定義を参考にして主張されるべきである。

⑤に対して、大阪経済大学人権委員会のホームページのハラスメントの定義より、大阪高裁の判決「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」が一般読者の普通の注意と読み方を基準にして判断すれば、「パワハラ」と同視されないはずがない。したがって、「パワハラ」は争点となっている。

⑥に対して、組織の定義は種々あるが、経営学では「組織とは共通の目標を達成するために2人以上の人々の協働によるコミュニケーションを介した体系」のことであるから、数年に亘って経営学部執行部の中核メンバーである井形浩治と池島真策による「故意による共同不法行為」は組織的にパワハラ、アカハラ行為をしてきたとの事実を認定したものである。

⑦に対し、第1審被告が摘示する事実が根拠に基づかない反真実であるかを、第1審被告が証拠として提出してきたように、言葉ではなく事実データをもと

に立証したうえで、違法性阻却事由がないと主張されるべきである。

㉔に対して、組織および諸規程を整備すればパワハラやアカハラ行為は起こりえないとする認識そのものが第1審原告大学が常軌を逸する価値観を有していることを露呈していると言わざるをえない。第1審被告に適用されるべき特任教員任用規程を偽装した行為、大学の特任教員任用手続きを無視して推薦委員会に申請書類を提出しない行為、カリキュラム委員会規程を逸脱した行為などをどのように弁明されるのか、一般読者の普通の注意と読み方を基準にして、第1審原告大学の価値観を疑わざるをえない。

㉕に対して、第1審原告大学は「継続的かつ組織的パワハラ」の事実はないのであり、真実性立証はなされていない」との主張が真実であることを事実データをもとに立証されるべきである。なお、次の3(2)を参照されたい。

3 「3 意見論評だと仮定した場合」について

(1) 「(1) 原審判決」について

第1審原告大学の主張は、これを否認し、争う。

(2) 「(2) 前提となる事実の反真実性」について

次のように㉔～㉖に分解して、それぞれについて反論し、争う。

㉔事実①、事実②、事実③の3事実であるとする。

㉕3つの事実は断片的事象であり、「執行部による継続的かつ組織的」という意見論評の前提となる事実は存在しない。存在するのは、個別の「パワハラ」なる意見論評の前提事実だけである。

㉖「執行部による継続的かつ組織的」との意見論評に対しては、事実①～事実③は、つながる部分のない無関係の事実である。

それぞれについて反論する前に、第1審被告が本人訴訟に踏み切った理由を述べる。代理人委託の前件訴訟では最大関心事であった「労使慣行」が審議対象の外におかれ、第1審被告が作成した労使慣行を立証するデータも大学の虚偽データを立証した資料も審議の俎上にはあがらなかった。大学側弁護士から電話があったことを聞かされていたことを思い出し、その影響力を未然に防ぐ必要を感じ、原審で名誉棄損の摘事対象の枠組みが事実①、事実②、事実③に選択・審議された結審直前に、第1審被告本人訴訟に切りかえたものである。

この経緯の下で、次のように反論する。

㉔において、第1審被告が控訴した背景には、3つの事実に限定した枠組みで個別の解釈に終始することを望んでいないことを主張して、争う。

㉕において、㉔で述べた理由をもとに第1審原告大学の主張を強く否認し、争う。

㉖において、「執行部による継続的かつ組織的」との意見論評に対しては、事実①、事実②、事実③にはつながる部分のない無関係の事実であると第1審原告大学は主張するが、事実①は北村實・樋口克次執行部、事実②は二宮正司・樋口克次執行部、事実③は北村實・井形浩治執行部、井形浩治・池島真策執行部による、それぞれのパワハラ、アカハラ行為であり、北村實を中心とする執行部体制はつながっているのであり、その過程で、第1審被告が指摘する多くのパワハラ、アカハラ行為が生起しており、第1審原告大学のこのような主張に対し、第1審被告はこれを強く否認し、争う。

(3) 「(3) 原審の誤り」について

原審判決からの引用部分を除き、その余は強く否認し、争う。

第4 業務遂行権侵害に対する認否

1 「1 原審判決」について

原審判決からの引用部分を除き、その余は強く否認し、争う。

2 「2 控訴人の主張」について

双方が控訴しているため、ここでいう控訴人とは第1審原告大学（大阪経済大学のこと）のことであり、第1審被告ではない。

第1審原告大学は業務遂行権侵害に関して一般論を述べるのではなく、原審判決の明示する趣旨にそって、その業務が違法に妨害されたことについて主張立証すべきである。なお、「被告の本件行為により原告の社会的評価が低下したことについては、違法性又は故意過失がなく、原告に対する不法行為を構成しない」との原審の判示のもとで、第1審原告大学の業務が違法に妨害されたことについて具体的な事実をもとに主張立証することが要求されていると第1審被告は理解している。

したがって、原審判決からの引用部分を除き、その余は強く否認し、争う。

第5 事実誤認に対する認否

1 「1 前提事実」について

原審判決記載の事実①、事実②、事実③についてはそれが事実であることに異論はない（原審判決、8頁）。その余は争う。

2 「2 事実①」について

(1) 「(1) 原審判決」について

認める。

(2) 「(2) 摘示事実の認定誤り」について

争う。

(3) 「(3) 反真实性（総論）」について

争う。

(4) 「(4) 反真实性（各論）」について

この部分は北村實の関与を強く感じる部分である。文章で残すな、その場にいた者がわかればよいと発言する北村實およびその歴代の執行部（濱本泰、渡辺大介の執行部は除く）の記述には、事実と虚偽が混ざり合っているため、第3者に事実（真実）を伝えることは至難であるが、次のように①～④に分解して、それぞれについて誤認ではないという反論のもとで争う。

①被控訴人は…名称に異論があったが、…別の担当者を探すこともできず、控訴人（学部執行部）は教授会の承認を経て新科目を初年度不開講とした
②ただし、2003年度は、…新科目と併存する…旧科目を被控訴人が担当し、就業規則上の義務コマ数（4コマ）を維持するよう、学部執行部から提案を行った。

③被控訴人からは…「(新科目担当を)私の方からお断りします。」というメールがあり、北村学部長からは、…「2部改革を通す過程で1部教育に専念したい方はそれを認め強制しないことが条件となりました。」…この間の議論の結果先生は2部新カリキュラム科目を辞退したと了知しております。…そこで、勝手ながら、2部旧カリキュラム科目の「情報管理論」を昨年までのように開講いただきたく存じます。…」とあり、…「ある専任の方から新2部での科目名称に関しまして問題提起があり、…名称変更がおかしとの指摘でした。…結果といたしましてこの新カリキュラムは

2003年度不開講となり、旧科目として旧担当者が開講することとなりました。この「情報経営論Ⅰ・Ⅱ」に関しましても、同様の議論があてはまるものだと判断しております。」等の丁寧な説明を行っている。

㊦被控訴人が科目名に異論があった2部新科目を2003年度に不開講にした事実はあるが、…これらは、…教授会でのカリキュラム決定に従ったものであり、「※原告へのアカハラの始まり」ではない。

㊧科目を一方的に、学部長および副学部長のみで変更できるものではなく、また、当時の2部改革を行っていた経緯、背景からも…多くの教員の担当科目や開講時間の変更を余儀なくされることは自然な帰結である。

㊨なお、…経営学部所属の各教員を1部経営学科、2部経営学科そして1部ビジネス法学科へ教員組織編制（大学設置基準第13条に基づき、各学科へ学生定員数に応じた必要教員を割り当てること）をして文部科学省に提出する必要があったところ、被控訴人は、…来年度から（2部を）担当しないので（2部教員として）張り付けないで欲しい。」との発言があり、被控訴人は、新科目はもちろん旧科目（情報管理論）も担当しないこととなり、…2部科目を担当しない教員となった。

それぞれについて、次のように反論する。

㊦においては、「名称に異論があったが」の主語は学部執行部と推測される。通年開講から春学期、秋学期開講への変更に伴い、講義科目の名称変更を行っていた時期で、通年開講の情報経営学は経営情報論と情報バリューエンジニアリングに、情報ネットワーク論は情報ネットワーク論Ⅰと情報ネットワーク論Ⅱへと名称変更の申請を教授会に諮り、異議なく承認されている。

なお、2012年10月15日の特任申請辞退を迫る井形の発言（乙2、22、102）、2014年8月8日の井形（乙8）、池島（乙9）への尋問（前件訴訟）にみられるように、バリューエンジニアリング（価値工学）やインダストリアルエンジニアリング（経営工学）についての教授会メンバーの認識が不十分との判断から、情報を有効活用して自律的に最適解を創造する力と最適策を意思決定する方法論として優れているバリューエンジニアリングを教授会で説明したうえで名称変更の手続きを踏んでいる（乙153）。

したがって、教授会において名称に異論があるとの発言を第1審被告は聞いていない。




これが事実であることは、山田文明氏の文書「経営学部教授会で配布された2文書への批判」の次の抜粋より自明であり、執行部の故意による後付けの理由、難癖である（乙142、5頁）。

「情報バリューエンジニアリング」は4単位科目の「情報経営学」を2単位科目2つに分割するとき、その一つとして「経営情報論」と共に設けられたもので、10年以上前からカリキュラム委員会でも教授会でも承認、決定されて続けてきたものです。それを「経営学部のカリキュラム体系上、必要か否か不明」と言っているのは、「何も分かっていません」と言っているようなものです。専門分野は細かく分かれていますから、分からなければ教授会に諮って意見を聞き、教授会で決定しなければならないのです。

なお、「教授会の承認を経て新科目を初年度不開講とした」という部分は、担当教授の意向を無視した執行部の一方的な、かつ、強引な決めつけによる新科目の初年度不開講であり、非常勤講師への振替えである。これは教務課とのやりとり（乙1、6～7頁）、樋口克次副学部長兼カリキュラム委員長とのやりとり（同、14頁）、2部廃止論の一人として「2部新カリキュラム科目を辞退された」と了知しています」との北村實学部長・理事のメール（同、17頁）などから執行部の強引な後付けの理由であることが理解される。

なお、2部改革では実業界で活躍する方々への専門性の高いビジネススクールのような2部でありたい、それを担当しえる教員を迎えたいという主張をしていたのは事実であるが、改革の途中でヨーテボリ大学 GRI 研究所に海外留学しており、どのように帰結したかは知らされていなかったことを申し述べて、執行部によるパワハラか否かの事実の真実性を評価されることを希望する。

◎において、「被控訴人からは・・・「私の方からお断りします。」というメールがあり」の部分であるが、相手を追い詰めて、執行部の都合のよい言葉を引き出す、これが北村實ら執行部の常套手段であり、これと同じ状況に第1審被告を追い詰むシーンが2012年11月16日教授会でみられる。その部分を下記に示す（乙3、5頁）。

吉井	私は名誉毀損で2回も訴えられているんだわ	
北村	そら、そらそうと、私の評判、これ、これ、落とそうとしてんでしょ。	
北村	今言った経過については一番詳しいのは樋口だと思うし、当時、	
吉井	樋口さん、どんな行動やってきたんですか。マネジメントを	
北村	この事実について樋口さん、間違いありますか。	
樋口	ないですね。	執行部が相手を追い詰める部分
北村	以上です。	
北村	えいえいと自分が来年再雇用されるかどうかという問題でやられている訳でしょう。	
吉井	一寸待ってくれ。あのね、僕はこれを出す時にはもう特任教員ということに対しては何も考えてない。	
北村	あ、そうですか。	
吉井	一寸待ってくれ、あのね、	相手からの言質を期待した部分
北村	はい、わかりました。	
吉井	何も考えていないというところで、一寸、先ほどの言葉のようにぐーと怒らしておいて逆のことを言わせる。 これが彼らのやり方なんです。それでね、1つ言いたい。あのね、	

なお、「2部改革を通す過程で1部教育に専念したい方はそれを認め強制しないことが条件となりました。」の部分は真実であり、渡辺大介元学部長・理事に確認している。

「…この間の議論の結果先生は2部新カリキュラム科目を辞退したと了解しております」以降の文章は、海外留学中の第1審被告を2部改革反対論者に仕立て上げた執行部の立場を利用した不適切な行為、いわゆる、パワハラ行為を示している。

情報バリューエンジニアリングという講義科目およびその名称に関する「ある専任の方から新2部での科目名称に関しまして問題提起があり」などの発言は北村實グループの、二宮正司らが発言していた事実である。

④において、「被控訴人…不開講にした事実はあるが」は、第1審原告大学が「不開講にした事実」が真実であると認めた部分である。

「教授会でのカリキュラム決定に従ったものであり、「※原告へのアカハラの始まり」ではない」の部分は、「カリキュラム委員会は公式組織である」、「公式組織は不法行為を行わない」、したがって、「カリキュラム委員会の決定は正しい」という3段論法で、公正な手続きによるものでパワハラではないと第3

者を納得させる、彼らの常套手段であり、この手段を第1審原告大学の佐藤武司理事長も理事長という職位を利用して全く同様の発言をしている（甲3の1）。

したがって、「文書で残すな」、「その場にいたものがわかればよい」という教授会議事録の真実性立証レベルの低さと議事録を作成しないカリキュラム委員会の実態から、カリキュラム委員会の活動には不法行為が内在するリスクがあるということを示している。次に示す山田文書、第1審被告の担当科目を全て不要若しくは必要度が低いとしたカリキュラム委員会の様子からこれが事実であることが推認される（乙142、4～5頁）。

カリキュラム委員会での議論の様子は、議事録が作成されていないため、このような池島氏の陳述から推測するしかありません。最初に口火を切った人を尋ねられて「それは申し上げられません」と、なぜか証言を拒んでいます。

この点について、2015年9月25日の経営学部教授会における北村氏の発言が参考になります。私のメモ（隠し録音ではありません。念のため。）から北村氏がおこなった発言を再現すると、以下のようになります。

吉井さんの問題に関係して

「当時のカリキュラム委員長、学部長の名誉にかかわる。

学部長がカリキュラム委員長と共同して吉井氏の特任就任手続きを妨げた。井形、池島が通じて、口実をつくってというのは事実ではない。

当時のカリキュラム委員会において、吉井氏の担当科目についておかしいと私が申し上げた。

<略>

このような発言でした。これによって北村氏が口火を切ったと判断できます。

そして、科目の内容について十分に知っている人がいたかどうか、池島氏の証言から判断すれば「いなかった」と見るべきでしょう。そんな中で、北村氏の主張が支配力をもって、池島氏は内容が分からないまま吉井さんの「授業担当計画」は認めがたいというのが「総意だ」と纏め、井形氏にその「総意」を報告したのです。

④の「教員組織編制（大学設置基準第13条に基づき、各学科へ学生定員数に応じた必要教員を割り当てること）をして文部科学省に提出する必要があるところ、被控訴人は、…来年度から（2部を）担当しないので（2部教員として）張り付けないで欲しい」との発言があり」の部分において、執行部は文科省に提出するために形式的に数字合わせして割り付けるという説明であったために、文科省の意図は学生定員数に応じて教員数を適切に割り当てている

かの実態を自ら確認させ、かつ、その実態を把握するところにあり、敢えて融通の効かない意思表示をしたのである。これは北方ジャーナル流に言えば、「右事実を摘示するとともに、同事実を前提にその行為の悪性を強調する意見ないし論評を公表したもの」に類する表現といえる（乙151、6頁）。

3 「2 事実①」の総括

第1審原告大学は、証拠に基づかない事実誤認、経験則違背の事実が含まれるといった理由付けのもとで、「事実誤認」を主張したいと推察する。

摘示した事実①は多くの事実とそのような事実を生起させたい動因（動機といってもよい）、そのような事実に至らしめるプラスマイナスの誘因、そこにフォーマル組織、インフォーマル組織が複雑に絡み合っている、複雑な相互作用の場（現象）と捉えることが可能である。したがって、巧妙に事実や組織を絡み合わせてシナリオライティングすれば、第三者の評価、認識を情報操作することが可能となる。第1審被告はこのようリスクをできるだけ排除するために、第1審原告大学が困惑する本人の肉声（感情の吐露）を証拠として提出し、事実の真実性立証の手段としているのである。それ以外に、第三者意見も真実性評価の判断には有効であり、第1審被告はこれも有効活用している。ここでは、事実①の後、教授会メンバーに教授会議事録を音声データで残す提案をしたが、それをもとに青水司教授に人権委員会に訴えられ、弁護士の協力のもとで執行部および執行部の思惑で動く人権委員会と闘っていた時期、現在の徳永学長が第1審被告の研究室に来られ、次のような発言されたことを紹介する。これは2012年10月15日、6つの拒否理由をもとに特任申請辞退を迫る井形浩治学部長・理事に話した内容である（乙2、27～28頁）。

吉井 で、あの一、2002年の冬に、え一、北村、にの、あ一、樋口さんからいわゆる、その担当科目をどうのこうのというやつがきたわけだ。↵

井形 はい。↵

吉井 徳永先生が僕の部屋に来られてね、↵

井形 はい。↵

吉井 んで、それでもって、その一、僕の、やっている行動ちゅうのは、え一、間違っていないということを見て、あの頑張れいうことで来られたのと、↵

井形 うーん。↵

吉井 だから、あの一、あなた方が僕に対する評価とね、↵

井形 はい。↵

吉井 その一、徳永さんとかがもって~~くれる~~評価とは僕はたぶん違うと思うよ。↵

井形 うん、まあ、あの一応、まあ、それで結構です。でね、先生ね、↵

以上を総括すると、事実①は当時の執行部による、故意によるパワハラであることが真実であり、真実とみなせる相当な理由があると、第1審被告は主張する。

4 「3 事実②」について

(1) 「(1) 原審判決」について

原審判決からの引用部分を除き、その余は争う。

(2) 「(2) 事実認定の誤り」について

第1審原告大学が誤認と主張する記載内容を次の㉔～㉙の項目に分割する。

㉔原審は「被告宛」だと事実認定しているがこれは誤りである。

㉕「御請求書」(乙10)の左上には、「〒5338533 大阪市東淀川区大隅 228」
「大阪経済大学経営学部御中」との住所・宛先が記載されており、「吉井康雄様」との記載はない。

㉖備考欄には「吉井康雄様」とあるが、データベース管理である以上、請求書の宛先と封筒に貼るラベルの宛先は同じだと考えるのが合理的である。

㉗控訴人における郵便物の取り扱いでは、「経営学部長宛」または「経営学部宛」のものについては学部長室へ回送される。

㉘被控訴人は請求書の再発行を要請しているが(乙11)、これにより再発行された御請求書の宛先は「〒634-0805 奈良県橿原市地黄町 172-2」「大阪経済大学経営学部吉井康雄様」となっており(甲10)、大学の住所ではなく被控訴人の個人住所となっている。

㉙この請求書では宛先が個人住所ゆえ、封筒の宛名ラベルも個人住所になったものと考えるのが合理的である。

㉚「学部長であった二宮が、サイバーブレインズから被告宛に送られた郵便物を無断で開封し、封入されていた請求書の内容につき、サイバーブレインズに電話で問い合わせたという事実(事実②)」(25頁)は、反真実である。

㉛「被告宛に送られた郵便物を無断で開封し」た事実はなく、経営学部宛ての郵便物を自らの権限で開封した事実が真実である(甲11)。

事実②に関する二宮正司の理事会説明資料(甲11)も次のように㉔～㉙の項目に分割する。

- ①封書は既に破棄
- ①請求書の宛先は経営学部御中となっていて備考欄には吉井の名前があるが、請求書の宛先ではない
- ㊸もし、封筒に吉井氏の名前があれば、大学事務は私（学部長）ではなく直接吉井氏へ配布していたはず
- ①やや不審な宛名の請求書が来た場合に文書確認をすることは、学部長として当然の職務

第1審被告は、2005年4月12日から5月16日に亘る事実②に関連するメール(乙154)、スウェーデンでのウェブアンケート調査の見積書(乙155)、第1審被告の出張を認めなかったメール(乙156、157)を証拠として第1審原告大学の主張を次のように否認する。最初に、サーブブレインズのメールの内容をもとに事実関係を把握する(乙154)。

㊸弊社のほうで、誤って大学の方にお送りしてしまっていたようで、大学からご連絡を頂きました。

㊸お詫び申し上げ、破棄するようにお願いさせて頂きました。

㊸本日再発行したものを、吉井様のご自宅にあててご送付いたしました。

㊸請求書は下記のあて先に送付をしておりました。

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅 2-2-8 大阪経済大学 経営学部 吉井様

㊸吉井の発言：二宮学部長は私を辞めさせるべく前任の北村副学長らと共同で暗躍している方々です。大変まずいことになりました。

㊸吉井の発言：予算の執行や出張には彼らは目をひかせており、注意しているのですが、いたしかたありません。今後は問い合わせが来ても吉井に聞いてください、とお答えください。

第1審原告大学の㊸～①と第1審被告が示す㊸～㊸を照合すると、次のように判断される。

- ①サイブブレインズの請求事務担当者が㊸に示す宛先に送付したと述べていることに比べ、第1審原告大学は、封書を破棄したうえで、請求書の「経営学部御中」を証拠として封筒の宛先は「吉井」ではない(①、①、㊸)と

推測し、㉑、㉒、㉓でその推測が正しいと強調している。

第1審被告は、請求事務担当者という専任者の発言を信頼し、第1審原告大学の主張は信頼性に欠けると判断する。

㉔第1審原告大学の㉑、㉒の疑問は、二宮による電話質問に対応してサイバーブレインズがとった行動、それが㉕、㉖、㉗であり、第3者の目からも第1審原告大学の疑問は氷解されると判断する。

㉘請求書の左上にある宛先の表示はスウェーデンでのウェブアンケート調査の見積書（乙155）の表示と酷似しており、大阪経済大学、あるいは、大阪経済大学経営学部のお客様といった表現と推察され、こじつけて解釈されなくてもよいと思われる。

㉙第1審被告はサイバーブレインズにウェブ調査を委託する時に、経営学部執行部が第1審被告の研究活動を監視していることを説明、了解のもとで調査している。執行部の監視の実態を示す証拠が2005年4月19日に（社）産業環境管理協会に出張した出張の不許可（乙156、157）であり、2006年10月27日申請の日本VE協会全国大会への学会出張費での出張拒否（乙126、156）である。粗捜し（研究費の不正使用、不正な出張などを理由とする）を学務課に指示していたと、当時の教授会の噂であり、ターゲットの一人が第1審被告と解釈すれば、サイバーブレインズの封書の無断開封には、研究費の不正処理を調べるという一面があったという可能性がある。それはこの後、立証する。

ここでの結論は、㉑「不審な請求書の文書確認は学部長として当然の職務」、㉒「学部長であった二宮が、被告宛郵便物を無断開封し、電話で問い合わせたという事実は反真実」、㉓「被告宛郵便物の無断開封の事実はなく、経営学部宛ての郵便物を自らの権限で開封した事実が真実である」は否定、否認される。

（3） 「（3）サイバーブレインズ社への問い合わせ経緯」について

第1審原告大学の主張「サイバーブレインズからの封書開封という事実も電話で問い合わせをしたという事実もパワハラ、アカハラではない」が真実かを確認するために、最初に、控訴理由書（20頁）の主張を以下に摘出する。

㉚二宮がサイバーブレインズ社へ問い合わせた理由の1つは、当該郵便物（封

筒請求書)の宛名が「経営学部御中」となっていたので、封筒と請求書の宛先を明確にするためであった。

⑥もう一つの問い合わせ理由は、調査を丸投げのような形で外部委託することについて、申請書の一覧で記憶に残っていた印象と比べて、直観的に違和感を抱いた(補足;共同研究費の不正使用への疑いを指す)ことである。次に、これに関連して二宮が理事会で説明した資料(甲11)から、第1審原告大学の主張を以下に摘出する。

㉔請求書に関わる疑問点、請求書の金額が24万円から19万円(再発行の請求書)異なる。

㉕前者の金額は、吉井氏の「2004年度共同研究費交付申請書」の最初に計上した謝金24万円に関連し、後者の金額は共同研究費決定後の謝金18万円に関連しているように強く思われる。何故、請求書に共同研究費決定前の金額相当が計上されているのか。

㉖この謝金の内容は「Webアンケート謝礼(Swedenと日本)30人×3000円×2か国」となっているが、実際はアンケート会社への丸投である。

㉗アンケート調査は吉井氏から依頼され、3月に調査したとのことでした。

㉘もう一つの疑問点は、この請求金額の支払が共同研究費からではなく、個人研究費から支給されていると思われることです。これは費目の変更を超えた研究費の「流用」に当たるのではないのでしょうか?

第1審被告は、第1審原告大学がサイバーブレインズの請求書を共同研究費に関連づけていることから、2003年10月4日申請の2004年度の共同研究費交付申請書(乙158)と2004年2月24日修正の申請書(乙159)、2004年度予算執行の用途変更提出書類(乙160)を証拠として、第1審原告大学の不法行為、パワハラ、アカハラを立証する。

①二宮は、㉔～㉘より、最初からサイバーブレインズの請求書を調べる意図があった、すなわち、故意による信書開封罪に相応すると推察される。

②⑥の表現に注意すると、「もう一つの問い合わせ理由は、調査を丸投げのような形で外部委託することについて」とあるように、第1審被告の共同研究費と突き合わせ、不正の有無を確認する意図があったことがわかる。

③④と⑤の二宮の解釈は、マーケティング調査を知らない方の解釈である。

研究計画欄に「Web アンケート調査では、不特定の回答者に対して抽選で謝礼をわたす方法を採用する予定」とある。スウェーデンでのウェブアンケート調査の見積書（乙155）では、ローデータのみで700サンプルで125万円の見積もりであり、これに加えて国内のウェブアンケート調査をすれば、2か国あわせて、40人×3000円×2か国＝24万円、30人×3000円×2か国＝18万円といった調査費で実施できるかを判断されるべきで、そのために、インターネットで調査するソフトの開発、個人研究費での補填など、不可能を可能にする対策を考えているのである（ヨーテボリ大学GRI研究所ではネットを利用して調査費ゼロでアンケート調査を実施してきた）。

④⑤の二宮の解釈は、この請求金額の支払が共同研究費からではなく、個人研究費から支給されていると思われるとあるが、この記述は奇異である。

教員が経費処理する時に、予算（共同研究費、個人研究費、学会費、特別研究費）にもとづいて支出申請を行い、学事課は予算照合し、処理された結果は下記のように学内LANで誰もが閲覧できる環境にある。

なお、この画面は第1審被告が執行部（二宮執行部と北村執行部）の不適切な指示で2004年度の共同研究費が「使途変更」を余儀なくされた時の状況を示す画面の一部である。

共同研究費予算額		1,000,000	共同研究費予算残高		558,628		
起案番号	起案日	承認日	支払日	摘要	金額	残高	
37	2004/5/7	2004/5/20	2004/5/24	Javaプログラミング講習会費 172800円 税8640円 振込630円	182,070		
530	2004/6/17	2004/6/17	2004/6/28	6/20 16時～6/22 22時 javaプログラミング2	63,800		
105	2004/6/22	2004/7/6	2004/6/30	個人研究より振替(91-26)(4/04 17時～4/07 22時 Javaプログラミング1講習会への参加)	80,500		
小計					326,370	673,630	
普通予算額		500,000	普通予算残高		80,937		
学会出張予算額		70,000	学会出張予算残高		21,220		
起案番号	起案日	承認日	支払日	摘要	金額	残高	学会出張費
26	2004/4/8	2004/4/8	2004/4/19	4/04 17時～4/07 22時 Javaプログラミング1講習会への参加	80,500		
105	2004/6/22	2004/7/6	2004/6/30	共同研究へ振替(91-26)	-80,500		学事課 処理ミス

⑤⑥の二宮の解釈、「費目の変更を超えた研究費の「流用」に当たるのでは」に対して、④に示したように、「流用」は不可能であり、誤った手続きミス、疑問の余地がある場合は学事課の方がアドバイスしてくれる。したがって、二宮の解釈は不適切であり、第3者に誤認識を与える説明である。

⑥第1審被告の示す証拠、乙160は、経営学部独自予算であるIT予算の執行依頼を執行部が教授会で行い、それを申請して承認された外部機関での講習受講費を、二宮執行部から北村執行部にシフトした4月初めに一方的にIT予算執行を取り消し、「共同研究費の用途変更」を余儀なくされたことを示す証拠である。ヨーテボリ大学GRI研究所時代、ニュー・メディアの研究で意気投合したMariAnne助教授と消費者行動の仮説とそれによるアンケート項目のワーディングをすり合わせしてスウェーデンと日本の消費者行動の国際比較の共同研究に臨んでいたが、執行部のこのような妨害に遭遇し、結論、中止に至っている。第1審原告大学は詭弁を弄することなく、研究教育活動には寛容の精神で支援すべきである。

5 「3 事実②」の総括

結論として、事実②における第1審原告大学の主張は悉く退けられるべきであり、二宮の故意によるサイバーブレインズの郵便物開封は信書開封罪に相当する行為であり、学部長という立場を利用した悪質なパワハラ行為でもある。

6 「4 事実③」について

(1) 「(1) 原審判断」について

認める。

(2) 「(2) 事実誤認」について

争う。第1審原告大学の主張を次のように①～④に分割し、認否・反論する。

①前件訴訟の関与人物は2名だけで、「学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害」などは認定されておらず、重大な事実誤認である。

②原審は、「当時は第2部の改革を行っている最中であり、…井形と池島が…故意に妨げた事実はないと主張する」などと判示するが(30頁)、第2部の改革を行っていたのは、事実①に関する時期であり、事実③に関する時期ではない。原審は主張の時期を取り違えている。

③原審は「原告は、カリキュラム委員会…承認…、…故意に妨害することは不可能…主張する」などと判示するが(30頁)、…「組織的パワハラ、組織的アカハラ」の反真実性の主張立証であって、2名による故意の

不法行為（前件訴訟判決の内容）を否定しようとするものではない。

㉑ 2名の不法行為は前件訴訟で認定された事実ではあるが、個人の不法行為がイコール組織の不法行為になるものではない。… 個人の不法行為をもって「組織的パワハラ、組織的アカハラ」が真実だと認定する原審判決には、経験則違背の違法がある。

第1審被告は、これら㉑～㉒の主張を強く否認し、争う。その理由は、

㉑において「重大な事実誤認」ではない理由を述べる。関与人物の2名の内、井形浩治は学部長・理事、池島真策は副学部長兼カリキュラム委員長であり、カリキュラム委員の北村實は総務担当理事、二宮正司、樋口克次らは執行部およびカリキュラム委員会委員の過去および現在に至る常駐メンバーである。

第1審原告大学の組織の解釈は常に歪である。組織とは一般に、目的を共有する2人以上の協働のコミュニケーションが存在する組織体を組織と解釈されており、その組織の常駐メンバーによる妨害を原審は「組織的な妨害」と表現しているのであって、適切な表現である。

㉒においては、第1審原告大学は引用する際に「**主語**」を欠落させたため、文意を損なう恐れがあり、「原審は、「当時は第2部の改革…と主張する」」の部分は「原審は、「**原告は**、当時は第2部の改革…と主張する」」とすべきで、これにより意味解釈を損なわない引用の仕方となる。

次に、「第2部の改革を行っていたのは、事実㉑に関する時期であり、事実㉒に関する時期ではない」と主張する部分は、池島真策の尋問調書のカリキュラム改定に関する尋問より、原審の記載は正しい（乙9、6～7頁、16頁）。

㉑および㉒の第1審原告大学の主張は基本的に間違っている。原審の判示が適切な表現であり、原審判決には、経験則違背の違法はない。

（3） 「（3）特任教員制度」について

争う。第1審原告大学の主張を次のように㉑～㉒に分割し、認否・反論する。

㉑ 特任教員任用は再雇用制度であり、新たな雇用である以上、採用側の裁量範囲はきわめて広い。

㉒ 「組織的パワハラ、組織的アカハラ」は反真実である。誰を採用するかは採用側の自由であり、被控訴人を採用する義務さえない。

㉔前訴控訴審判決においても、「労使慣行があったと認めることはできないとの前記判断が左右されることはない。」(19頁14行)と判示されている。

㉕控訴人の特任教員制度の趣旨は、「本学の教育、研究水準向上に特に必要があると認められるときは(中略)一定の基準をみたした者を特任教員として任用することができる」のであり、規程に基づき任用の可否を審査している。

㉖被控訴人の特任教員任用手続に際して、2016年1月15日の経営学部教授会において、井形・池島の行為について、同氏らによる総括文書を配布の上、検討を行ったところ、問題ないことが確認された。

㉗2016年2月23日学内理事会において、この確認を含む総括が報告され、その内容が概ねオーソライズされている。

第1審被告は、第1審原告大学のこれら㉔～㉗の主張を強く否認し、争う。その理由は、

㉔においては、採用側の裁量範囲はきわめて広いと主張する第1審原告大学は、学校教育基本法(乙74、乙75)、学則(乙40)、特任教員任用規程(新規程)(乙13)などの規定や学内規程を遵守すべき立場にあり、それらが遵守されることを誰しもが望むものである。この第1審原告大学の主張には好ましくない方向に歪めることも是とするリスクある表現である。

㉕の第1審原告大学の記述は不適切である。「組織的パワハラ、組織的アカハラ」は真実であり、学内規程のもとで公明正大に適用されるべきものである。就業規則第2章人事第5条には、「人事に関しては、本人の知識、技能、経験及び健康などを考慮して公正に行う」と定めている(乙25)。

㉖の前件訴訟の「労使慣行があったと認めることはできない」との判決は、労使慣行に関する訴訟実態から再審の要件を充たすと判断しており、その判断根拠を第1審被告の控訴状に明記している。

㉗において、特任教員任用制度の趣旨は「本学の教育、研究水準向上に**特に必要がある**…特任教員として任用…」、この規程に基づき任用の可否を審査していると記述しているが、規程は適切であるが、その適用実態は規程の精神を踏みにじるもので、「**特に必要がある**」に反する証拠を幾つか列挙する。

- (a)二宮正司には、セクハラ問題、担当科目への圧力など多くのハラスメント行為があるが、特任教授として承認している。
- (b)山田文明氏は前件訴訟で第1審被告がプライベートな会話を証拠としたため、第1審原告大学は懲戒処分の代わりに特任申請しないという条件を科している（草薙裁判（平成27年（ワ）第8053号懲戒処分無効確認請求事件）における北村實陳述書、乙161、3頁）。
- (c)北村實は特任教員になったと初めて知ったが、多くの問題ある人物で、例えば、草薙裁判での北村實尋問調書（乙162）、「タクシーチケット問題に関する調査委員会報告についての意見と要望」（乙163）、樋口克次と共同でカンニング不正行為を不受験扱いにした行為（乙86、87）などを確認されたい。

「**特に必要がある**」について、認識をあらたにするべきは、井阪健一理事長および重森暁学長の思いが凝縮されているということである。井阪健一理事長および重森暁学長は、学者として立派な業績のある里上謙衛教授（理事会は特任教授として承認した人事をその後、却下）の特任人事を退けた理由を学長選挙における選挙管理委員長という中立の立場にありながら、渡辺泉学長の選挙参謀を務めたことを第1の理由として学外理事の発言をもとに却下され、裁判に至ったものであり、その反省を踏まえて、新規程を定める時に研究・教育以外に求められる教育者（ここでは特任申請対象者を指す）としての資質が求められるとして「**特に**」という文言が加えられたのである。

この合同教授会の司会をしたのが北村實副学長・理事であり、新規程をつくったと発言する人物でもある（乙31、音声データは乙90）。

この特任教員任用制度の趣旨「**… 特に必要がある …**」に適合する高潔な人物、それが(a)の二宮正司、(c)の北村實という認識をする大学が第1審原告大学である。(b)の山田文明氏への第1審原告大学の行為は理事会による組織的なパワハラとみる第3者が存在しても不思議ではないと思われる事実である。

したがって、「規程に基づき任用の可否を審査している」という第1審原告大学の主張は否認されるべきである。

㊦において、2016年1月15日の経営学部教授会で井形・池島の総括文書（甲14）をもとに第1審被告の特任教員任用手続には問題がないと確認されたと主張するが、この文書の「Ⅳ さらなる事項」を除き、事実の真実性を確認したところ、第1審原告大学の主張には多くの虚偽があり、強く否定、否認される内容である。「Ⅰ 特任教員制度について」、「Ⅱ 経営学部カリキュラム検討委員会について」、「Ⅲ 吉井氏提案の授業担当計画の取扱いについて」の各項について、順にその事実の真実性を以下に立証する。

ア 「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」（甲14）について
（ア）「Ⅰ 特任教員制度について」

大阪高裁の判決「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」に対し、井形と池島はこの説明資料により「特任手続きの正当性」を経営学部教授会で確認している。その井形と池島の教育者としての倫理観を確認するために、このタイトルの内容を㊦～㊨に分割する。

- ㊦当時、本学において、学部のカリキュラムや人事などについては、各学部の教授会の専決事項としていました(平成27年4月より変更)。
- ㊧経営学部は、学部長の諮問に基づき、… 人事案件を実質的に審議・検討することを「経営学部カリキュラム検討委員会」に委ねられていた
- ㊨「学部長が作成すべき授業計画…カリキュラム委員会の意見を聞いて…2012年9月28日教授会で諮る…特任手続…正当である
- ㊩こうした手続…教授会メンバーからは何ら異議が唱えられていない

㊧、㊨、㊩に対し、第1審被告が否認する理由を以下に示す。

㊧において、経営学部特任人事ではカリキュラム委員会の関与があったという事実はなく（乙97）、特任教員任用規程（新規程）もその関与を規程しておらず（乙13）、城推薦委員のメール（乙26）が真実である。

㊨において、2012年9月28日の教授会で新規程を無視して「学部長が授業計画を作成する」などの特任規程の偽装をしている（乙100）。前件訴訟の尋問で井形には第1審被告の担当科目の説明能力がないが（乙8）。

㊩において、教授会で異議が唱えられたという証拠がある（乙100）。以上より、㊧、㊨、㊩は全て否定、否認される。

なお、④の専決事項であるが、北村實は特任人事は経営学部の専決事項であり、教授会決議の不可侵性により誰の干渉も受けることはないと教授会で繰り返し強調し、教授会メンバーを洗脳していたが、平成27年4月より変更になった、その理由を明らかにされることを要求する。

(イ)「Ⅱ 経営学部カリキュラム検討委員会について」

次の④、⑤に分割し、井形、池島の主張の正当性を確認する。

④特任教員を含めた…科目担当等の採否…は、学部のカリキュラム検討委員会が実質その判断を行っており…温情的な科目設定などはありません。

⑤…カリキュラム検討委員会…、**吉井氏が従前担当していた講義の内容を十分理解できるメンバーも含めた委員全員が、「不必要又は必要度が低いという意見で一致」**…。…池島は…井形に報告した…池島は、その役職として業務を遂行しただけ…。…カリキュラム検討委員会…の一連の行為は「役職上の正当な業務」で…、問題はなかったと考えます。…理事会でも、この点が問題視されたことは一切ありませんでした。

第1 審被告の否認理由を以下に示す。

④の「特任教員を含めた」は、井形、池島が自らの不法行為を正当化したための書き出しであり、前述の「1 特任教員制度について」より、虚偽である。

⑤の「吉井氏が従前担当していた講義の内容を十分理解できるメンバー」の部分は虚偽である。「理解していそうな人は何人ぐらいいたか」の尋問に池島真策は「それは分かりません」と答えている(乙9、22～25頁)。前件訴訟の大阪高裁控訴審判決では、「同委員会の委員の中に、控訴人の講義内容を理解していた者がいたとは必ずしも認め難い」(甲2の2、20頁)、「カリキュラム委員会の総意として控訴人に対して説明された事情は、控訴人の任用申請を拒否するための口実に過ぎないものであったことが推認され、この推認を覆すに足りる証拠は存在しない(同、22頁)と明言している。

以上より、④、⑤は全て否定、否認される。

(ウ)「Ⅲ 吉井氏提案の授業担当計画の取扱いについて」

次の①～⑤に分割し、井形、池島の主張の正当性を確認する。

- ①カリキュラム検討委員会…「不要若しくは必要度が低い」と判断…、井形は…吉井の…授業担当計画では、特任教員推薦委員会に提出できない…。
- ②…推薦委員会の委員長…徳永学長は、「カリキュラム検討委員会が必要若しくは必要度が低いと判断した授業担当計画を提出されたとしても、受け付けられない（不受理）」とした…。
- ③井形は、「任用申請の手続をあえて進めなかった」わけではなく、学部長として正当な業務として一連の手続を行っただけであり、
- ④…吉井氏の作成した授業担当計画を提出しようとしていた…。…推薦委員会の委員長であった徳永学長が不受理と判断した…。
- ⑤…徳永学長、草薙副学長、勝田理事長からは何ら指摘がなく…理事会としては、…池島や井形の一連の行為は「役職上の正当な業務」としつつ、経営学部の一連の手続には問題がないと認めたということ…。

第1審被告の否認理由を以下に示す。

①において、大阪高裁は「わずか1回の審議が行われた結果、被控訴人井形から特任申請を辞退するよう申入れがされていることも、極めて不自然」（同、21頁）、「被控訴人井形は相互に意を通じた上で、…任用申請の手続きをあえて進めなかったものと認めるのが相当である」（同、21、22頁）。

②、③、④において、第1審被告が井形らの不法行為を徳永学長に相談した折、教授会の専決事項のために介入できないと話されたが、ルールを守られる方だけに、新規程に定めのない「カリキュラム検討委員会が必要若しくは必要度が低いと判断した授業担当計画」をもって「書類の不備」と認識されるはずがなく、井形からこの内容のメールを受け取った時、徳永学長に責任転嫁しようとしていると直感した内容そのものである。

第1審被告のこの見方は、草薙裁判における草薙教授の陳述書の「学内規則で明定された手続を怠った井形氏がいまだに何の責任も問われてい

ない・・・」(乙164、4頁)、「北村理事は一貫して徳永学長と対立し、学長を孤立させて力を削ぐ一方で、理事長の陰に隠れて理事会運営における主導権、つまり実質的な最高権力の掌握を画策・・・」(同、7頁)や山田文書(乙141、142)などから、理事会内部の主導権争いも第1審被告の特任人事への妨害という不法行為とリンクしていたと推認される。

このリンクの意味は北村實らの不法行為を許さない第1審被告の行動規範が学長選挙や理事長就任をめざす方には未然に排除すべき対象であり、経営学部教授会をはじめ、学内、理事会での優位性を確保・維持するためには必要であったと推察される。

そのような力のバランスが及ぼしている姿を露呈しているのが、経営学部教授会および理事会での池島や井形の行為が「役職上の正当な業務」とされ、経営学部の一連の手続には問題がないとされている、不法行為がまかりとおっているという事実がその証拠である。

したがって、これらから、㉔は否認され、池島や井形の行為は「役職上の正当な業務」ではなく、「故意による違法な加害行為」、「共同不法行為」となる((甲2の2、23、25頁)。

以上より、㉑～㉔は全て否定、否認される。

(エ)「当該文書(甲13)の最終評価」

「IV さらなる事項」を除き、第1審原告大学の全ての主張は悉く否定、否認されたことになり、この文書で井形、池島の行為の正当性を経営学部教授会が是としていることに、また、第1審原告大学が教育機関として社会に存在していることに、第1審被告は「これが社会の実態か」と矛盾を感じざるを得ないのである。第1審被告の前件訴訟も、また、ウェブページへの情報公開も、このような第1審原告大学を正し、法令順守のもとで個人個人が大学の目標達成に努力できる環境を維持したかったのである。

㉕において、「2016年2月23日学内理事会・・・、その内容が概ねオーソライズされ・・・」とする木村俊郎経営学部長の理事会資料「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」(甲15)をもとに、理事会が機能しているかを検証する。

イ 「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」(甲15)について

(ア)「1-1 時系列上の吉井氏問題の概要／経営学部カリキュラム検討委員会から学部長井形氏まで」

次の事実が記載されている。

②学部長：井形浩治氏が特任教員任用の手続きとして経営学部教授会におき、経営学部カリキュラム検討委員会に吉井氏の3年間に及ぶ授業担当科目計画に関して意見を求めたことである(2012年9月28日)。

②の表現は、吉井に適用する特任教員任用規程を、新規程(乙13)を装い、学部長が3ヶ年の講義計画を作成する、講義科目はカリキュラム委員会の承認が必要であるなどの手続きは適切な行為であると教授会メンバーに誤認識させる悪質な不法行為の表現である(乙100、乙101)。

(イ)「1-1 時系列上の吉井氏問題の概要／学部長：井形氏から学長：徳永氏まで」

次の事実が記載されている。

③井形氏は委員会の結論を受けて吉井氏に特任教員推薦に関する説明をした。

④『事実上』不受理、『学部で判断してください』と言及、大学側の弁護士によれば、「『事実上の』不受理」に上記意味内容も包含されていると指摘する

③において、事実は、「説明した」ではなく、「特任申請を辞退せよ」と迫るもので、尋問では井形はこれを「協議」と表現している。2012年10月15日の井形の肉声(乙22)とその反訳書(乙2)が虚偽表現を立証する証拠である。

④において、この表現は真実の姿を隠蔽し、大学側の弁護士がこう言っているといった形で都合のよい方向に解釈を誘導させている。その証拠は、平成27年4月より各学部の教授会の専決事項は変更になった(甲13)とあるように、徳永学長執行部は公の場で井形の不法行為に介入できない状況にあった(乙4、乙103)ということが1つ、井形は推薦委員会に

申請書類を提出する責務があり、その内容の審議は推薦委員会がするのであるから、その手続きを踏まない井形の不法行為（新規程に準拠しない行為）を推薦委員会で激しく指摘したが頑として聞かなかつたと吉井に話された2012年11月27日の城推薦委員のメール（乙26）や草薙発言「推薦委員会に提出するのが先やろ」（乙4）など多くの証拠がある。

（ウ）「2-1 本校における特任教員制度」

次の表現には問題がある。

㊦特任教員制度は「再雇用」……。…。通常の雇用契約締結手続きの踏襲……。
（特任教員申請・任用に関して特別な労使慣行は存在しない）。

㊧特任教員任用は既得権でなく、再雇用を前提とすることは事実である
（控訴審も一種の期待権とする）。

この㊦と㊧について、「労使慣行の存在」は再審制度を利用して争うべき内容であるため、反論を控える。第1審被告が指摘しておくことは、理事会での北村實グループの専横的な振る舞いがあり、「労使慣行の存在」を否定し、学内規程を無視し、北村グループの不正行為、不法行為は本人を含め、隠蔽してきたという事実である。それを示す証拠として、「労使慣行の存在」では、理事会が特任教授として認めていた里上教授の特任任用を突然取り消し、地位保全仮処分命令申立事件へと訴訟に至ったが、それを説明する合同教授会の席上で、井阪理事長、重森学長は「里上教授のケースは例外中の例外」、「労使慣行は従前と変わらず」と述べられ、特任教員に求められる評価尺度に「**特に**」という文言をいれた新規程の策定を要望されている。今1つは、吉井が証拠とした私的会話をもとに年俸10%カットなどの懲戒処分の取り消しを求める草薙裁判における草薙教授の陳述書の表現、「北村理事は、自身が吉井氏から「パワハラ」の加害者」と指摘されていることを無視しつつ、（草薙氏、山田氏の懲戒等検討委員会において警察のように操作を担い、理事会においては検事のように追及するとともに裁判官のように判決を下す、という3つの役割において主導的な役割を果たしてきました」（乙164、6～7頁）、および、教職員組合のニュース「北村理事は、総務担当として、情報社会学部教授減給問題を引き起こした懲戒等検討委員会の一員として、これまで本学でおこなわれ

てきた懲戒問題を主導してきた理事です。自らの不正は理事長とともに不問に付し、隠蔽するとともに、組合員に対する違法な懲戒を実施してきた理事です。組合は、理事会に対して、本学の懲戒権行使に関する原則の説明責任を求めるとともに、北村理事の責任を追及して参ります」（乙165）とある。

これらから理事会は機能しておらず、「労使慣行の存在」の否定も井阪理事長、重森学長の発言された事実を無視し、捏造されたものと推認される。

「2-2」、「2-3」、「2-4」、「2-5」は甲13に重複するため、立証を割愛する。なお、「3 むすび」は「④の「2016年2月23日学内理事会…、その内容が概ねオーソライズされている」とは係わりが薄いため、立証を除外する。

7 「4 事実③」の総括

以上より、「4 事実③」において、第1審原告大学の主張は悉く否定、否認されたものと判断する。

8 「5 パワハラ・アカハラの実態」について

(1) 「(1) 被控訴人による主張撤回の実態」について

下記の理由により、争う。

甲16は、第1審被告が経営学部を経営改善されることを期待して理事会、評議会といった大学に関与されている主要な方々に配布した、2005年9月の文書「“教員活動評価に関する規程”と“パワハラ”に関する資料」である。

甲17は、「貴殿が配布された「教員活動評価に関する規程と“パワハラ”に関する資料」に係る通告」という、甲16に対する理事会の通告文書である。

甲18は、通告文書甲17の「配布先を明らかにせよ」、「2週間以内に全て回収せよ」、「使用した大学の施設、消耗品などの詳細を報告し、弁済せよ」という指示にしたがったことを示す、同年10月の通告文書である。

第1審原告大学の主張は、第1審被告は2015年10月の通達文書に応じて配布文書の回収などを行っている、これは「パワハラ・アカハラの実態を撤回し、理事会の要求に応じている。したがって、パワハラ・アカハラは反真実

である」とするが、その理解は真実ではない。第1審原告大学の通達文書に、要求に応じなければ懲戒処分に処す、教授という身分の剥奪、退職に追い込まれるリスクもあると感じたために、通達文書の指示にしたがったのであり、これにより、理事会には「志の高い人材がいない」と第1審被告が判断したのである。第1審被告の控訴理由書の8～10頁には経営学部執行部のパワハラ・アカハラの類の不法行為を改善する努力を長期間行ってきたと述べており、その後も、教学の長である重森学長、経営の最高責任者である井阪理事長に経営学部の経営改善の必要性を訴えている。したがって、第1審原告大学の「反真実」という主張は却下される。

(2) 「(2) 詳細な事実関係」について

ここでの第1審原告大学の主張は、第1審被告が当該通告(甲17)を受け入れ、文書回収及び費用弁償を行った(甲18)。つまり、自身の配布文書(甲16)の内容(事実①および②に関する事実を含む)に事実誤認があるとの第1審原告大学主張を受け入れ、理事会の通告に応じたのである。したがって、パワハラ・アカハラは反真実であるという主張である。

これについては、(1)で第1審原告大学の主張を否認している。さらに付け加えるのであれば、原審の被告準備書面(11)の1(2)(イ)で、第1審原告大学の行動規範に問題があること、教育機関としては好ましくない組織風土が存在することなどを、乙120(甲16)、乙121(甲18の一部)、乙122(甲17)、乙123を証拠として立証している(乙148)。

9 「5 パワハラ・アカハラの実事」の総括

以上より、「5 パワハラ・アカハラの実事」において、第1審原告大学の主張は悉く否定、否認されたものと判断する。

第6 損害額に対する認否

1 「1 一部請求」について

争う。第1審被告は、第1審原告大学の主張を事実情報をもとに悉く否定、否認しており、第1審原告大学は損害額としての「一部請求」の根拠を失っていると主張する。

2 「2 割付額」について

争う。第1審被告は、第1審原告大学の主張を悉く否定、否認しており、第1審原告大学は損害額としての「割付額」請求の根拠を失っていると主張する。

第7 第1審被告の主張

1 総論

この準備書面（1）を作成しながら思うことは、在職中はよくパワハラに耐えてきたという感慨と、退職してからの約5年間、労使慣行のもとで特任教員任用規程といった規程の法令順守される環境を求めて闘ってきたという思いがある。

前件訴訟では担当弁護士からは敗訴の可能性大と言われていたが、大阪高裁の「故意による共同不法行為」という判決に接した時、真実は虚偽に勝ると感じた瞬間である。原審訴訟の途中から本人被告訴訟に切りかえ、この控訴審にも臨んでいるが、強く思うことは、第1審原告大学の倫理観の欠如である。

草薙信照氏の訴訟および山田文明氏の文書、そしてこの裁判をとおして、次の2つを強調し、公企業としての社会的責任が果たされるように闘っていく。

（1） 第1審原告大学は第1審被告に対して名誉棄損をしていること

訴訟においては、双方に何某かの名誉棄損は避けられないとは覚悟していたが、今回、次の情報から第1審原告大学は第1審被告に対して名誉棄損行為をしており、訴訟の対象になるということを主張しておく。

その根拠は、理事会が大学関係者、同窓会の方々など不特定多数の方々に次の文書を公示したことは、名誉棄損の免責要件を欠く行為である。

「関係各位

平成27年2月24日
学校法人大阪経済大学

本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について

本学を平成25年3月に定年退職した元教員が、インターネット上のサイトにおいて、訴訟記録他多数の情報を掲載し、本学、本学経営学部および関係諸個人の名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています。また、本学は、適正、妥当な判断と手続きにより関係業務を行い、元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません。

上記の点を踏まえ、今後元教員による名誉毀損、業務妨害行為に対し、厳正に対処する所存であります。

以上、サイトをご覧になりご心配いただいている本学関係者各位にご報告申し上げます。」

また、木村俊郎経営学部長・理事の理事会および経営学部教授会での配布文書、

元学部長・理事の井形浩治と池島真策連名の経営学部教授会での配布文書、元学部長・理事の北村實総務担当理事の裁判をとおして明らかになった理事会および経営学部教授会での発言などは名誉棄損の免責要件に全く適合しないことから、第1審被告に対する名誉棄損の対象となる。

(2) 前件訴訟の争点1「労使慣行の存在」は再審請求対象の可能性が大

控訴準備中に再審制度があることを知り、前件訴訟の争点の幾つかが民事訴訟における再審請求の要件に該当するのではとの疑いをいただき、第1審被告の控訴状ではその可能性を表明したが、草薙裁判の資料一式（但し、証拠書類の一部は欠落）と山田文明氏の文書を精査した結果、再審請求の対象となり得るとの確信を持つに至った。第1審被告は再審請求の仕方などを調べ、速やかに再審請求する意思を有していることを第1審原告大学に表明する。

前件訴訟での争点の1つ「労使慣行の存在」に関しては、大阪地裁、大阪高裁の判決には、民事訴訟法第338条の再審請求要件である「判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと」、「証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと」、「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと」に該当する事実があることである。具体的には第1審原告大学の労使慣行に関する準備書面および証拠には虚偽があること、大阪地裁は尋問での井形の虚偽発言を重要な判断要素の1つとして採用していること、大阪高裁に提出した井阪理事長と重森学長の発言「労使慣行は従前と変わらず」には全く触れていないことなどの理由によるが、そのような方向に裁判を誘導する第1審原告大学の最高意思決定機関である理事会の問題ある行為が草薙裁判および山田文明氏の資料から鮮明になったことである。

なお、草薙裁判については、第1審被告の控訴状で述べているが、その裁判に至った経緯は、第1審被告が前件訴訟の大阪高裁において、大阪地裁の判決が正確に事実関係を認識していないと判断したため、井形、池島、さらにはその背後にいる北村の不法行為を明らかにするために、止むを得ず、学長執行部の2名の方との私的会話を証拠として提出した音声データとその反訳書をもとに、第1審原告大学理事会は学長補佐であった山田文明氏には学長補佐を外し、特任申請をさせず、草薙氏には副学長・理事を外して年俸10%カットと

いう懲戒処分を科し、草薙氏にはさらに情報社会学部学部長・理事を不許可とする不法行為を遂行している。草薙氏はご自身の名誉回復のために訴訟を選択され、理事会執行部の故意による不法な決定を覆すことに成功されたが、最終的には和解の道を選択されている。その裁判資料をもとに、理事会の機能不全と法令順守の欠如を以下に示す。

ア 理事会の特任教員任用規程の解釈

理事会はパワーポリティクスの将に現場であり、学内の諸規程も労使双方が築いてきた労使関係もパワーポリティクスの現場ではただの道具に過ぎないということを立証しているのが第1審被告の特任人事の処遇であり、草薙氏が不当な懲戒処分を退けるために裁判に及ばざるをえなかった理事会の処遇であると理解される。

特任人事における理事会執行部の主張は、草薙裁判における被告大学の準備書面に記載の③⑤に意思表示されている。その主張は理事長執行部の北村實総務担当理事の意向が強く反映されたものであり、それが理事会の統一見解とは思われないことは草薙氏の⑥と対比することにより推認される。

したがって、特任教員任用規程の要件を充たす特任申請者に対しては毅然とした労使慣行が存在するという主張も成立することになる。

- ③ 2012年10月19日、吉井に対し、①被告の特任教員の任用制度は、**退職者の新規採用であり、任用申請さえすれば、特任教員に任用されるという労使慣行も存在しないというのが被告の基本的・統一の見解**であるにも拘わらず（被告大学準備書面（1）、2、3頁）
- ⑤ そもそも特任教員は新規採用であることは被告の見解である（異なる意見を有することは自由であるが、理事者側の地位にある者は、この見解を否定することを係争中の相手方に軽々発言を慎むべきである）（同、準備書面（3）、3頁）。
- ⑥ 退職者の「新規採用」であることについて、**新卒採用と同じ意味での新規採用であるというのなら争う。**

「特任教員任用規定」は高齢者雇用安定法に基づく制度ないしそれを強く意識したものと思われ、その種の雇用制度が全くの新規採用ではないこと

は明白である。

また、退職が原則になるか、継続雇用が原則となるかは、多分に運用実態によるものであり、一般論として、運用についての評価が分かれたとしても何の不思議もないし、いずれにせよ、申請の権利がある者（吉井）が応募してはならないということにもならない（原告草薙第2準備書面、1、2頁）。

イ 井形の理事会報告の実態

前件訴訟および原審で「理事会で吉井の特任人事不採用が承認された」と証言している第1審原告大学の主張を示すのが下記の②である。

しかし、その理事会に出席していた草薙副学長・理事の証言①㊸㊹は、これとは全く異なる内容である。

これより、第1審原告大学の証言には事実の真実性が担保されないことが明確に立証されたことになる。したがって、前件訴訟および原審での第1審原告大学の証言は全て却下されてしかるべきと第1審被告は主張する。

②（この協議結果の不受理は、その後大学執行部である連絡協議会、経営学部教授会、法人運営の中心である学内理事会において、吉井の不採用については了承されている）（被告大学準備書面（1）、2頁）

①井形は、学内理事会に、井形が吉井の申請を受理しなかったことも、吉井の「授業担当計画」を推薦委員会に提出しなかったことも、報告していない。それどころか、吉井が不採用になったことすら報告していない（原告第3準備書面、6頁）。

㊸単に、吉井の退職を前提に、後任人事に着手する旨の報告があったのみである（同、第3準備書面、6頁）。

㊹理事とはいえ、原告から見れば他学部の話であり、吉井が特任教授の申請をしなかった扱いになっていることについて、意見のしようがなかっただけである。また、この理事会は原告と吉井の雑談より1ヶ月も後のことであり、原告は吉井が特任教授の申請をその後どうしたのか把握していたわけではなかったから、その時点での理事会での原告の沈黙が何か問題になることはあり得ない（同、第3準備書面、6頁）。

ウ 井形と池島の特任手続き執行に関する理事会の理解

理事会執行部の中核人物である北村理事とそのグループの井形と池島の両理事による吉井に対する特任任用手続きの、第1審原告大学の公式意見表明は「本学元教員による名誉棄損、業務妨害行為について」という配布文書から自明である（本文、33頁）。

同様に、理事会は木村俊郎経営学部長・理事作成の学内理事会資料「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」（甲15）に同意している。

しかし、下記㉔㉕㉖より、事実の真実性、学内規程の遵守などの観点から、理事会執行部および井形、池島ら追従者の主張に異を唱える理事の存在が確認される。

- ①井形が吉井の特任教員任用申請を行おうとしたが、特任教員推薦委員会の委員長である徳永学長と協議したものの、申請に係る書類が整わないので同委員長が同申請を受理できないとしたことの協議の場に立ち会い、不受理となった経過を知っていたにも拘らず、(被告大学準備書面(1)、2頁)
- ㉔実際に井形らが行ったことは、**学内規則で定められた吉井の特任教授の申請自体を不法に受け付けず、拒絶したものであり**、これが吉井と被告の間の紛争の原因であり、その点の不法について井形らは大阪地方裁判所、大阪高等裁判所に慰謝料の支払いを命じられ、確定したのである（原告第2準備書面、3頁）。
- ㉕**学内規則を無視して紛争の火種を作り、「穏やかに事態の收拾」をしなかったのは、むしろ、井形らである。**むしろ、原告は、井形らに対して、申請を受理して粛々と手続を進めるように述べていた（同、第2準備書面、3頁）。
- ㉖被告自身、吉井訴訟では、井形が徳永学長に相談した、と主張していたのである。それを、本訴訟になってから「井形は徳永学長に受理を申し出たが受理されなかった」などと**事実経過を異なって主張するのは事実の改ざんに他ならない。**そして、その主張は、粛々と手続を進めるように助言した徳永学長や当時副学長だった原告に、吉井訴訟で吉井の特任教員への任用手続が故意の不法行為と断じられた責任を押しつけようとするもので

あり、**姑息な責任転嫁行為**でもある（同、第3準備書面、6頁）。

エ 井形の不法行為の計画性に関して

井形の不法行為（吉井の特任人事を故意に却下するという行為）の計画性は、2010年1月16日の学長執行部との会話時点で既にあったという事実を示すのが、下記の①である。

2010年1月16日は大学入試センターのセンター試験当日であり、この日に次期経営学部長・理事になる井形が学長執行部に、吉井の特任人事を故意に妨害することを相談していたことになる。

北村實は理事会執行部の中核メンバーとして理事会をコントロールし、汚れ役を、当時の現執行部の田中と次期執行部（井形、池島、吉野）に委ね、カリキュラム委員会委員として二宮正司らとともに池島カリキュラム委員長のもとでカリキュラム委員会を操作するという構図が読み取れる。

この当時の第1審被告の日記に、井形が吉井を訪問したという下記記録がある。彼は吉井という人物を自分の目で確認するために訪問し、北村から聞かされている吉井の人物像と対比・検証して、井形の信念のもとで特任人事の不法行為に及んだものと判断される。

ここで、NHKとあるのは、Nは二宮正司、Hは樋口克次、Kは北村實を指し、学内ではNHKという呼称は何かにつけ有名であった。

なお、井形という人物は教授会の司会（乙24）や特任申請辞退をせまる様子（乙22）の肉声から第3者評価されたい。

2010年2月1日(月)

- 試験監督：11時20分から14時20分まで 2時間目と3時間目
- 14時30分～15時30分 井形副学部長、研究室にみえ、経営情報論不開講を確認
監督終了後、研究室に井形さんがみえる。僕のほうからはかなり腹をわって話す。
セクハラ・カンニングの事実情報をみせるためにPCも用意してきたが、本人は急いでいる様子で見せなかったが、NHKの危険性、カリキュラム委員にNHをおくことの不適切さ、Kの人権委員会での動き、人権委員会の危険性、OHさん退職に追い込んだ行為、藤澤人権委員長にどなりこんだ話、昇格人事の不健全さ、吉垣先生が6名の昇格審査反対のもとで過半数を超えていたが取り下げた本当の理由は何と思うか、といった意見交換をし、学部長を10年を超えてすることは異常とは思わないか、あなたは経営学を学生に教えているのだろう。学生の範となる経営をする必要を感じないかと問う。北村さんの希望だと言い、副学部長続投を要望されているが、というが、長くすることは好ましくない。多くの先生方に職位の大切さ、使命感の共有をもとめることのほうが大切という。

- ①このような**井形**の「相談」（注：徳永学長に吉井の特任人事を相談したこと）に対しては、**2010年1月16日、原告ら学長執行部は、「3回の関所」の話と同様の話をし、原告は井形に対して、肅々と手続を進めてはどうか、とあえて助言した**（原告第3準備書面、5頁）。
- ①**井形はこの助言を無視したのである**。学部の人事のことであり、副学長であった原告としても、それ以上深く追及することはできなかった（同、第3準備書面、5頁）。

オ 理事会の順法精神の欠如の露呈

北村實を中核メンバーとする理事会執行部においては、法令順守など「夢のまた夢」と推認される。それは北村實一人の責任ではない。第1審原告大学においては、教育基本法、学校教育補、学内の規則などの法令順守のもとで、「顧客は誰か」、「そのために何をすべきか」、「そのためにどのように組織を構築すべきか」というストラテジックマインドが欠如しているのである。

そのような実態にあることが現実の姿であると、草薙裁判での双方の準備書面の、下記のやりとりから、明瞭に推認される。

・虚偽事実をもとに、敵対する相手を攻撃する行為（赤は虚偽事実）

- ⑥**吉井が提出した授業計画は学則上存在しない科目を2部・夜間に開講・担当しようとしたり、また教授会で承認されていない特殊講義を同じく開講・担当しようとするものであり、また外書講読等は吉井の独占担当科目ではなかったこと等々を勘案して、カリキュラム委員会の意見が吉井の授業計画による開講は「不要または必要性が低い」というものであったので、原告の「カリキュラム、うば、奪うという、ま一、裏技やわな」という発言は事実を曲解するものである**（被告大学準備書面（3）、3、4頁）。

・組織の機能を恣意的に悪用・操作する行為

- ⑧懲戒等検討委員会は、…北村實氏が中心となった委員会であるが、同氏は、吉井が、井形、池島などと並んで非難していた人物であり、原告の懲戒処分についても利害関係者である（第3準備書面、2頁）。

・理事会でまかり通る非違行為

- ④懲戒等検討委員会は、原告の本件懲戒対象行為は重大な非違行為であり、

懲戒処分として「降職」が相当であるとの意見もあったが、既に原告は副学長の職にないことを考慮し、「降職」の二段階軽い減給処分となったもので、処分の量定においても 相当なものである（準備書面（2）、3頁）。

㉔平成27年3月17日、被告の理事長以下の理事長執行部が原告の本件発言を殊更取り上げ、被告理事会に原告を学部長に選任しない旨の提案をし、理事会で決定させてしまった。本件処分は、**原告の問題行為を創作し、学内政治的に排除するための手段であると推測される**（原告訴状、7頁）。

㉕被告は、井形らが吉井について「特任教員の申請の辞退を説得し、穏やかに事態の收拾を図ることを極めて困難にしたこと」を懲戒事由としてあげることが、**価値観が根本的に歪んでいる**（第2準備書面、3頁）

㉖被告は**懲戒等検討委員会の議事録すら証拠として提出しない**（第3準備書面、2頁）。

㉗被告が、…懲戒等検討委員会が「降職」まで検討したことは異常と言うほかなく、**原告に対する懲戒処分が不当な報復行為であることを裏付けるものである**（同、2頁）。

㉘日本国において、**法を解釈適用する権限をもっているのは裁判所であり、その裁判所が違法だとした行為は、我が国において（被告においても）違法なのである**。その違法と断じられた行為を、裁判所と同様、違法だと指摘する原告の言動がなぜ忠実義務に反するのか、理解に苦しむ（同、7頁）。

㉙組織のリーダーが違法行為を行ったら、構成員は、すべからず違法行為に同調しなければならないのだろうか。恐るべき理論であり、**法令遵守の発想が見られない。裁判所の判断より、違法な井形らの行為を上置くものであり、危険ですらある**（同、7頁）。

2 結論

以上より、第1審原告大学の控訴理由およびその根拠について、前述してきたように全て否定、否認されることから、第1審原告大学の控訴は棄却されるべきである。

なお、第1審被告は、大学に求められる「あるべき姿」からかい離している部分である、学内規程の遵守と労使慣行の存在、その1つの焦点である「特任教員

任用規程（新規程）の遵守と労使慣行の存在」について、再審請求で再確認することに努力するとともに、北村、井形、池島、木村の4名の理事および元理事を名誉棄損で訴える予定である。

第1審被告のこれらに関する論理は前述のように表明しているので、民法の定めではどのような判断がなされるかを確認し、第1審被告は納得がいけば、勝訴、敗訴にかかわらず、その判決に従う所存である。

以上